

近世初期の小豆島・豊島（手島）における石場に関する史料について

白 峰 旬

【キーワード】

石場、小豆島、豊島（手島）、公儀普請、大名

【要 旨】

近年の城郭研究において学問的関心が高まっている石材供給の現場としての石場（石切丁場）について、本稿では、近世初期の大坂城普請などの石場として著名な小豆島、及び、豊島（いずれも現在の香川県）の石場に関する一次史料（同時代史料）を分析することにより、近世初期の公儀普請に動員された諸大名の石場における石材調達の具体像などについて考察した。

1. はじめに

近世初期の公儀普請（城普請）では、幕府から普請役を命じられた諸大名は、国許から普請衆を派遣して幕府から割り当てられた各普請丁場において石垣普請をおこなった。従来の研究史ではこの石垣普請のみがクローズアップして取り上げられることが多かったが、近年では石材供給の現場としての石場（石切丁場）についても学問的関心が高まりつつあり、特に考古学的視点からの研究成果が出されるようになり、金子浩之氏（伊東市教育委員会）による江戸城の伊豆石場についての調査研究報告などがある⁽¹⁾。しかし、この石場の問題について、文献史学の視点からはいまだ研究が遅れていると言わざるを得ない状況であるので⁽²⁾、本稿では、大坂城や江戸城の公儀普請において石材の供給地となった小豆島・豊島^{てしま}（手島）における石場関係史料を紹介して、その解説を加えたいと思う。

本稿で紹介する史料の多くは（本稿の史料〔3〕・〔4〕・〔6〕・〔7〕・〔8〕・〔10〕・〔14〕・〔15〕）、すでに東信男氏（丸亀市教育委員会）が「丸亀城の石垣普請と採石地」というテーマで「第9回中四国中世城館調査検討会—中四国の城郭にみる石垣普請—」（2004年11月13日・14日、於：高知県立埋蔵文化財センター）において発表された時の発表レジュメで紹介されているものであるが、発表レジュメという性格上、個々の史料における具体的論点についての論及はレジュメには記載されていないので、本稿の解説において筆者（白峰）の視点からその点に関する論及をおこないたい。なお、石場に関するこうした

史料の存在を提示していただいた東信男氏の御教示に感謝するものである。

※本稿を作成するにあたり、2009年9月1日に岡山県立図書館において、『香川叢書』第2⁽³⁾、『新編香川叢書』史料編2⁽⁴⁾を閲覽して該当箇所をコピーしたが、この調査は筆者が石川県金沢城調査研究所の客員研究員を勤める関係上、「平成21年度金沢城石垣構築技術等比較研究事業費補助金」の交付を受けておこなったものであることを付記しておく。

2. 小豆島・豊島（手島）の石場に関する史料

▼史料〔1〕⁽⁵⁾

猶々右之通奉頼候、委細口上兩人可被申候間、不具候、以上
其地ニ頼置申候蔵共、風ニ損シ申候ニ付而番之者御越被成候、様子悉敷相尋申候、被入念御状満足仕候、其後は以書状も不申入無音所存之外ニ候、隨而勘兵衛殿出入御座候ニ付、其元のき被申候由如何候、無心元存候、御間之事ニ候間被立帰候様ニ御尤ニ存候、将又其地蔵共ふきをなしを可申ニ徳田又四郎、稗嶋新介兩人遣し申候、若日料など入可申候間御肝煎被成被仰付可被下候、万事入候物は兩人可申候間御調被成頼入候、其うへ嶋ニ置申道具共いつれも貴様へ頼候て置申事に候へハ以来共彼番之者ニも御心付候て頼入候、御肝煎之段肥後守ニも申聞御礼可申上候、御息達何も御そくさいニ候哉、恐惶謹言

天野民部少

(花押)

九月三日

笠井太郎右様

貴報

▼史料〔2〕⁽⁶⁾

尚々各様へ内々御礼を被申様ニ被存候処ニ、か様ニ成行被申候間すへ候て延引之所、残多可被存候と存候、如可様縣御目御礼可申上候、以上
御状忝存候、被仰下候様ニ不慮成仕合御座候て迷惑仕候、就夫其元ニ被置候普請道具・石被成御預も番之者共可被御下候由忝存候、此程肥後守おとな加藤右馬允、下川又左衛門
御上使様案内者ニ国本へ罷下候間、御書中之通申聞候、御念を被入忝由心得申候へと被申候、何も諸道具拝領被申ニ付、其元ニ御座候普請道具かたつけニ孫太夫殿、助兵衛殿、兩人のおとな此之表方頼、其へ下り被申候間、能様ニ被成御相談材木之分御片付可被下候、石之分ハ御六ヶ敷御座候共各様御預り可被下候、定而遠州様と石之儀は何とそ被仰渡も可有御座候哉、太郎右衛門殿、太兵衛殿へ以書状申述候へ共、未得御意候間可然様ニ御心得可被下候、委孫太夫殿、助兵衛殿御口上ニ可被仰候、恐惶謹言

横地十右衛門

□□ (花押)

奥村藤右衛門

□□ (花押)

七月朔日

笠井三郎右衛門様
参貴報

▼史料〔3〕⁽⁷⁾

以上

改年之御慶申納候、去年石場之義申入候処、小堀遠江守殿より御断無御座候而ハ罷成間敷之由承候付而、則出羽殿方遠江殿へ御断被仰、各へ遠江殿御状参候間為持差越候、石場之義当分入申義ニ而も無之候へとも、若公儀御普請などのために断被申置候間、其御心内候而可給候、此方へ取置候石場何方方御理候とも御渡無之様ニ頼入候、委細間路七助口上ニ可申入候、恐々謹言

正月六日

三谷権太夫

□□（花押）

神谷内匠

□□（花押）

▼史料〔4〕⁽⁸⁾

尚々此者口上可申入候

態以使者申入候、昨日てしまの石場見申候、左様候上ハ右左一里之分、但馬守石場ニ申請候、即遠江殿へも淡路方方書状遣申候、其元方使者御遣候て可給候、先日勘兵衛殿御物語候ハ右之丁場御請所之由申候、左様之儀もかさねて可申談候、罷越候て可申入候へとも今日渡海□□□□（「いたし難く」カ）候間如此候、猶かさねて不申入候、恐々謹言

正月廿六日

田中淡路守

□□（花押）

井藤半右衛門

□□（花押）

土ノ庄

三郎右衛門殿

勘兵衛殿

▼史料〔5〕⁽⁹⁾

尚々先度手嶋迄御尋満足申候、爰元□□仕候ハ使成共可申入処と乍存如此候、以上

態小早ニ而申入候、今度石場之儀色々御肝煎之段忝存候、然共当年ハ尾道ニ而一所ニ可申付之由廣嶋年寄中方被申越候間、手嶋之石場有之普請之者、先尾道へ引越申候、重而普請之者可被指越間、其御心得頼入存候、猶委細ハ田中淡路方可被申入候、恐々謹言

三月十三日

伊藤半右衛門

□□（花押）

戸嶋八左衛門

□□ (花押)
森喜兵衛
□□ (花押)

土庄村
太郎右衛門殿
勘兵衛殿
御中

▼史料〔6〕⁰⁰

以上

急度申越候、鍋嶋信濃守殿於小豆嶋石場御所望之由被仰越候、手嶋之内家之浦、かうの浦
貳ヶ所にて石場御取有度候由候、此所最前いつれへも不相渡、境目等入組茂無之候は相渡
可申候、但御預所之義候間、其所之百姓迷惑かり候は相渡候事無用候、所之もの御相談候
而御取候へと可申渡候、最前相渡候衆之石場へ入相候は必無用候、下々出入など出来候而
ハ我等之無念之様候間、念を入可申候、為其申遣候、以上

遠江守
政一(花押)

七月廿八日

長屋木工との
大橋金左衛門との
小豆島之内
手嶋之庄屋

▼史料〔7〕⁰⁰

尚々石場両村宿家御かり候はん間、下々談合候て所之者も迷惑不仕候様ニ御馳走可被
申候、新五左衛門殿御下候間委不申候、又太郎右衛門参宮おそく候、御案内方にと存
候へとも御急候間、あとより下可申候、以上

又此御書拜見候て此方へ慥可被越候、以上

態申越候、先度手嶋之石場之儀、鍋嶋信濃守殿、遠江守殿へ被仰則相渡候へと御書参
候、御下奉行富田新五左衛門殿御越候、其元似合之御用候は御馳走可被申候、手嶋之内家
之浦、かうの浦并貳ヶ所に候石場、田畠近所ニ而そこね申事候は餘なしニ新五左衛門殿與
得御意可被申候、其元当年は日やけ立毛不時候由、百姓共ニ力を付可被置候毛見衆廳而可
被下候、恐々

長木工
□□ (花押)
大金左衛門
□□ (花押)

八月八日

土庄

三郎左衛門殿

▼史料〔8〕⁰²

以上

一筆申越候、仍而松平出羽守殿於小豆嶋石場御用之由被仰候、兩人之者石場有之由申ニ付、書状相添候様ニと被仰下候、土之庄村、大部村内石場於有之ハ御馳走可申候、此已前西国大名衆御取置候石場など我等書状遣候とて相渡、已来不念之様ニ罷成候へ共如何ニ候間、能く念を入西国衆無御取自餘之構無之所相渡シ可申候、以上

寛永拾七辰

九月廿五日

遠江^印

土之庄村

三郎右衛門

大部村

庄兵衛

▼史料〔9〕⁰³

以上

一筆申越候、京五條橋、石不足ニ付而足石其元ニ而取申度候由ニ而、如此書付指上ケ候、百姓迷惑不仕事ニ候ハム此石数之通きらせ可申候、以上

酉

八月四日

小遠江^印

小豆島之内土之庄村

庄屋

百姓中

▼史料〔10〕⁰⁴

覚

一 角石 四拾九本

一 角脇石 五本

一 岩岐石 五本

ノ 五拾九本

右従江戸御用ニ付而大坂町人阿波屋角太夫、今津屋彦左衛門ニ申付、請合江戸へ廻し候之

間、其元にて右之石数切せ可申候、此外石壹本も出させ申間敷者也

子

二月十七日

丹波[㊦]

小豆島

年寄

追而申遣候、石之儀ニ付折紙遣候所不致承引儀曲事ニ候、何方にても公儀之御用ニ候間、石をとらせ可申者也

慶安元年

子二月晦日

丹波[㊦]

▼史料〔11〕⁰⁵

住吉御造營ニ付而石鳥居、同橋石其外石之分請合候松屋治兵衛と申者、小豆嶋江罷越、石を見立切出し申度被申候間、治兵衛小豆嶋へ被遣候、無相違石ヲ出させ候様ニ嶋中江可被仰遣旨、石河土佐守様分御断申候間、其段可申遣旨隼人正、民部少被申渡候條如此ニ候、治兵衛石ヲ見立出シ候ハ、無相違様ニ百姓中へも可被申渡候、恐々謹言

未ノ二月七日

栃尾八郎兵衛

□□ (花押)

市川甚兵衛

□□ (花押)

加座祭権兵衛

□□ (花押)

小豆嶋

石屋中

▼史料〔12〕⁰⁶

一筆申越候、然は此石や左内江戸 大御台様御ほうとう石御請相仕候ニ付、御領犬嶋・小豆嶋打廻り石見立候処、其元黒崎にて仕候鳥居石之わりくす御ほうとうノ御用ニ皆々つかわれ一段能候間御請度由申来候、何れも公儀御用其上わりくす石之事候間、入次第とらせ可申候、委細ハ左内可申候、恐惶謹言

三月十八日

村山甚丞

□□ (花押)

加座祭権兵衛

□□ (花押)

市川甚兵衛

□□（花押）

土庄村

三郎右衛門殿

▼史料〔13〕¹⁷⁾

以上

一筆申越候、京五条之橋石橋ニ成候ニ付、直段之儀書付上ケ候内、讃岐や太郎左衛門積候書付下直ニ付而、御請申、石橋用意仕由候、就其彼者爰元へ罷下候、小豆嶋へ折紙遣しくれ候様ニと申候、是ハ入札ニて候間、公儀御用と申なから商買石にて候間、我等折紙遣儀ニて無之候、其所之ものと致相対候へと申聞候、於石切者所之くつろきニも成可申候間、若小豆嶋之者我等と不申越候者、所之くつろきニ成候とても石きらせ候事成間敷と申候者、我等内証聞候間、所之くつろきニも成候者、きらせ候へと、其方と可申付候、大名衆之御取候石場などニて切候而、以来出入など無之様ニ念を入候へと所之ものニも内証可申聞候、以上

遠江

（花押）

五月三日

小堀権左衛門とのへ

▼史料〔14〕¹⁸⁾

一、当島之義ハ、先規と御公儀様石丁場ニテ、尤御留メ石ニテ御座候、江戸御城普請御用石・栗石等迄積登り申候、船五十四艘、水主共、御用相勤申候、此外江戸寺社等、山王鳥居石・住吉鳥井石・京都二條御城初メ五條橋石・大坂御城御普請石、其後筑前福岡御城石、松平筑前守様御用石番人御家来七兵衛ト申者今ニ御差置被遊候、其後肥後熊本御城石、加藤肥後守様御用石番兵右衛門ト申もの御差置被遊、帯刀四人扶持頂戴仕候御事

3. 塩飽諸島の石場に関する史料

▼史料〔15〕¹⁹⁾

一、御用石帳場五ヶ所

笠嶋・與嶋・青木浦・江之浦・櫃石島、右嶋之浦分ニ一ヶ所宛
右ハ大坂御城御普請之時、鹽飽嶋と石御取被成候

4. 解説

上掲の史料15点のうち、二次史料（編纂史料）である史料〔14〕・〔15〕を除いた、一次史料（文書）である史料〔1〕～〔13〕について、その摘要をまとめて一覧表にしたものが表1である。一次史料（文書）である史料〔1〕～〔13〕は、年次的には寛永期～万治

期までに該当する。

史料〔1〕は、加藤忠広（肥後熊本藩主）の家臣である天野民部少輔^{とのしょう}が土庄村〔現香川県小豆郡土庄町〕（小豆島）の笠井太郎右衛門に宛てて出した書状である。天野民部少輔は、「加藤侯分限帳」⁹⁰では3050石（朱書では3049石2斗7升）、「加藤家御侍帳」⁹¹では3049石2斗7升としているので、加藤家家臣の中では3000石クラスの大身家臣である。史料〔1〕には石場という記載はないが、「其地」（＝小豆島の土庄村）に頼み置いた「蔵共」の風損に関する記載や、「其地」（＝小豆島の土庄村）の「蔵共」の「ふきなをし」のために徳田又四郎と稗嶋新介⁹²を（熊本から）遣わす、と記載していることから、加藤家の石場に関係する「蔵共」であると推測できる。笠井太郎右衛門に頼んで「嶋二置申道具共」というのも採石に関する道具の類いなのであろう。史料〔1〕からは、加藤家重臣の天野民部少輔と土庄村の笠井太郎右衛門との親しい関係を窺うことができる。笠井家は土庄村の大庄屋であることから⁹³、土庄村における石場の管理をしていたと考えられる。史料〔1〕には年次の記載はなく、『新編香川叢書』史料編2の注記による年次比定では「加藤家改易ノ寛永九年以前ノ書状ナラン」として、寛永9年（1632）以前に比定している。

史料〔2〕は、加藤忠広の家臣である横地十右衛門⁹⁴と奥村藤右衛門⁹⁵が連署して、笠井三郎右衛門に宛てて出した書状である。内容としては、寛永9年の加藤忠広改易により、「其元」（＝小豆島の土庄村）に「普請道具」と「石」が置いてあるが、普請道具の片付けのために大坂天満の商人⁹⁶である孫太夫と助兵衛が行くので相談し、「材木之分」（普請用の資材か？）も片付けをするように依頼したほか、石については小堀政一より指示があるかもしれない、としている。この内容からは加藤家が寛永9年の改易までは土庄村に石場を持っていたこと、その石場には加藤家の普請道具と石が置いてあったことがわかる。この場合、石と記載していることから、加藤家の石場には切り出した状態の石がストックされていたと考えられる。史料〔2〕には年次の記載はなく、『新編香川叢書』史料編2の年次比定では寛永9年に比定している。

史料〔3〕は、「出羽殿」の家臣である三谷権太夫と神谷内匠が連署して出した書状であり、宛所の記載はないが、石場に関する書状内容から見て宛所は土庄村の笠井家の者に宛てて出されたものであると考えられる。「松平直政給帳」⁹⁷によれば、三谷権太夫（5000石）と神谷内匠（2000石）は共に松平直政（出雲松江藩主）の家臣であることが確認できる。よって、史料〔3〕に記されている「出羽殿」は松平直政（出羽守）であることがわかる。史料〔3〕の具体的内容は、去年、「石場之義」を申し入れたが、小堀政一の了解をとらないといけなかったため、松平直政（「出羽殿」）から小堀政一に断りを入れ、小堀政一の書状が出されたことが記されている。「石場之義」はさしあたっては必要ないが、もし「公儀御普請」などがあった場合のためであるので、「此方へ取置候石場」は「何方」より「御理」があっても渡さないように頼んでいる。このことから、石場確保については、大名から土庄村の笠井家へ直接申し入れても確保できず、小堀政一の了解をとる必要があったことがわかるほか、この石場は松平家が公儀普請に備えて用意したものであり、今後継続的に石場を確保する目的から他大名より申し入れがあっても石場を渡さないよう

に依頼したことがわかる。史料〔3〕は後掲の史料〔8〕と内容的に関連するものであり、史料〔8〕には「寛永拾七辰」の付年号が記されていることと、史料〔3〕には、去年、「石場之義」を申し入れた、としていることから、史料〔3〕は寛永18年（1641）に比定すべきであろう。よって、史料〔3〕について、『新編香川叢書』史料編2の年次比定では「寛永十七年カ」と比定しているが、上述のように寛永18年に比定すべきであろう。

史料〔4〕は、「但馬守」の家臣である田中淡路守と井藤半右衛門が連署して出した書状であり、宛所は土庄村の（笠井）三郎右衛門と勘兵衛である。広島藩（浅野家）の分限帳（「旧臣録」⁹⁸）によれば、井藤半右衛門（「旧臣録」には「伊藤半右衛門嘉成」と記されている）は、浅野長晟（安芸広島藩主）の家臣であることが確認できる。よって、史料〔4〕に記されている「但馬守」は浅野長晟（但馬守）であることがわかる。書状の内容は、昨日、「てしまの石場」（＝豊島の石場）を見て、右左一里の分を浅野長晟の石場に申し受けることと、そのことについて小堀政一にも田中淡路守から書状を出したことが記されている。「右之丁場」（＝石場を指す）は「御請所」であるためあらためて相談する、としている。この内容からは、石場を確保するためには小堀政一の了解が必要であったこと、石場の距離が具体的に記されていること、石場について「丁場」と記されていることなどがわかる。なお、史料〔4〕の「但馬守」について、『新編香川叢書』史料編2では、「遠藤慶隆カ」と比定しているが、上述のように「但馬守」は浅野長晟であるので、この比定については修正する必要がある。上述の広島藩（浅野家）の分限帳（「旧臣録」⁹⁸）には、伊藤半右衛門について、寛永元年（1624）頃より浅野長晟に仕えた、としている。また、浅野長晟の没年は同9年9月3日であるので⁹⁹、この書状は、寛永元年頃～同9年に比定することができる。よって、『新編香川叢書』史料編2の年次比定では「寛永十七年カ」と比定しているが、その年次比定については修正する必要がある。

史料〔5〕は、伊藤半右衛門、戸嶋八左衛門、森喜兵衛が連署して出した書状であり、宛所は土庄村の（笠井）太郎右衛門と勘兵衛である。上述のように伊藤半右衛門は浅野長晟（広島藩主）の家臣であり、広島藩（浅野家）の分限帳（「浅野長晟侍帳」¹⁰⁰、「旧臣録」⁹⁸）によれば、戸嶋八左衛門（280石）も浅野長晟の家臣であることが確認できる。書状の内容は、今回、「石場之儀」について、いろいろと「御肝煎」をしてもらったことを謝したうえで、当年は尾道（広島藩領）にて「一所」に申し付けるべき旨を広島の年寄中より言ってきたので、「手嶋之石場」（＝豊島の石場）にいる「普請之者」（豊島の石場で採石作業をしている者という意味か？）がまず尾道へ引越すため、（後日）あらためて「普請之者」を（豊島に）遣わす、として、詳しくは田中淡路守より申し入れる予定である、としている。そして、前回、「手嶋」（＝豊島）まで来てくれたことを「満足」と述べている。この書状は、前掲の史料〔4〕と内容的に関連するものである。上述のように、伊藤半右衛門は寛永元年頃より浅野長晟に仕えたことと、浅野長晟の没年が同9年9月3日であることから⁹⁹、この書状は、寛永元年頃～同9年に比定することができる。よって、『新編香川叢書』史料編2の年次比定では「寛永十七年カ」と比定しているが、その年次比定については修正する必要がある。なお、史料〔5〕の内容からも「手嶋之石場」（＝豊島の石

場)が浅野長晟の石場であったことがわかる。

史料〔6〕は、小堀政一が小豆島に出役している下代の長屋木工(草加部村〔現香川県小豆郡小豆島町草壁本町〕に在任)、大橋金左衛門(瀨崎村〔現香川県小豆郡土庄町瀨崎〕に在任)⁹⁴、手嶋(=豊島)の庄屋に宛てて出した書状である。「小豆島之内 手嶋之庄屋」と記されているのは、実際には手嶋(=豊島)は小豆島とは別の島であるにもかかわらず、小豆島という範疇に含まれると当時見なされていたことを示すものであろう⁹⁵。書状の内容は、鍋島勝茂(肥前佐賀藩主)が小豆島において石場を所望する旨を小堀政一に申し入れたため、手嶋(=豊島)の内、「家之浦」(現香川県小豆郡土庄町豊島家浦)、「かうの浦」(現香川県小豆郡土庄町豊島甲生)の2ヶ所において石場を取りたい、とのことなので、この所をそれまでいずれ(=他大名)へも渡さず、「境目等入組」もなければ渡すように指示している。ただし、この所の百姓が「迷惑かり」なのであれば(石場を)渡すことは無用である、としている。そして、「最前相渡候衆之石場」(=以前に他大名に渡した石場)へ入会があるのであれば、(石場を渡すことは)無用としているほか、「下々出入」(=石場における下々のトラブル)があれば「我等之無念」(=自分たちの落度)なので念を入れるように指示している。この内容からは、①小豆島(この場合は正確には豊島)に石場を希望する大名はまず小堀政一に申し入れた(つまり、事前に小堀政一の了解を取る必要があった)、②小堀政一はその後、小豆島出役の下代と庄屋に石場を渡すように指示した、③ただし、以前他大名に渡していない石場であること、境目などの入組みがない石場であること、地元の百姓の迷惑にならないこと、以前に他大名に渡した石場へ入会がない石場であること、などの条件がついた、④石場に関する下々のトラブルには十分注意するように指示した、などのことがわかる。史料〔6〕には年次の記載はなく、『新編香川叢書』史料編2の年次比定では「寛永十七年カ」と比定しているが、その年次比定の根拠については不明である。

史料〔7〕は、小堀政一の下代である長屋木工と大橋金左衛門が連署して出した書状であり、宛所は土庄村の三郎左衛門である。内容としては、前掲の史料〔6〕に見られる小堀政一の指示を受けて、小堀政一の下代が土庄村の三郎左衛門に指示を出したものである。具体的には、①以前、「手嶋之石場之儀」について、鍋島勝茂が小堀政一に申し入れ、(小堀政一より石場を)渡すように書状が来た(前掲の史料〔6〕を指す)、②そのため、下奉行の富田新五左衛門が来ることになった、③手嶋(=豊島)の内、「家之浦」、「かうの浦」の2ヶ所にある石場は、田島の近所であって(田島を)損ねるようであれば、下奉行の富田新五左衛門の指示を受けること、という内容である。史料〔7〕には年次の記載はなく、『新編香川叢書』史料編2の年次比定では「寛永十七年カ」と比定しているが、その年次比定の根拠については不明である。

史料〔8〕は、小堀政一が土庄村の(笠井)三郎右衛門と大部村(現香川県小豆郡土庄町大部)の庄兵衛に宛てて出した書状である。内容的には、前掲の史料〔3〕と関連するが、史料〔3〕と史料〔8〕の内容を比較すると、前後関係としては、史料〔8〕の方が先に出され、史料〔3〕はその後に出されたと考えられる。史料〔8〕は、①松平直政(「松

平出羽守殿]が、小豆島において石場を（小堀政一に対して）所望したので、（小豆島の）土庄村、大部村内で石場があれば「御馳走」（＝世話をすること）するように指示した、②これ以前に西国大名衆が取り置いた石場などを（松平直政に）渡して、以後の落度になってはいけないので、よくよく念を入れて、西国大名が取っていない（石場を）渡すように指示した、という内容である。小豆島における他の西国大名の石場と松平直政に渡す予定の石場がダブルブッキングしないように、小堀政一がわざわざ指示している点は注意される。史料〔8〕は「寛永拾七辰」の付年号が記されているので、書状の年次は寛永17年であることがわかる。

史料〔9〕は、小堀政一が小豆島内の土庄村の庄屋・百姓に宛てて出した書状である。内容的には後掲の史料〔13〕と関連する。具体的内容としては、京の五条橋の石が不足しているため、「足石」（＝たしいし）を取りたいので百姓が迷惑しないのであれば、この石数の通りに切らせるように指示している。ただし、この書状には具体的な石数は書かれていないので、本来は石数を書いた別紙が存在したものと考えられる。史料〔9〕には、年次について「酉」とのみ記されているが、『新編香川叢書』史料編2では、この酉年を正保2年（1645）に比定している。

史料〔10〕は、大坂西町奉行の曾我古祐が小豆島の年寄に宛てて出した書状である。内容としては、角石49本、角脇石5本、岩岐石（＝雁木石）5本の計59本について、江戸より「御用」につき、大坂町人の阿波屋角太夫、今津屋彦左衛門が請け負い、江戸へ（これらの石を）まわすので、「其元」（＝小豆島）にてこれだけの石数を切らせるように指示したものであり、これ以外は石を1本も出させないように指示している。追而書には、「石之儀」について折紙を遣わしたところ、承引しないのは「曲事」であり、「公儀之御用」なので石を取らせるように命じている。この内容からは、角石、角脇石という記載があることから、江戸よりの「御用」というのは、江戸城普請のための石材調達であることがわかるほか、角石の本数が最も多く、大型の石を多く調達しようとしたことがわかる。また、大坂町人が小豆島からの石材調達を請け負ったことや、この石材調達に対して小豆島の地元では最初承引せず、このことを「公儀之御用」という理由から曾我古祐が厳しく叱責したこともわかる。史料〔10〕の追而書には「慶安元年子」という付年号の記載があり、書状の年次としては慶安元年（1648）であることがわかる。慶安期の江戸城普請は、西の丸普請（石垣普請、西の丸御殿の改造）が慶安元年4月から同3年11月までおこなわれており⁹⁹、そのために小豆島から石材を調達したと考えられる。このことは、江戸城普請の石材供給地が従来よく知られている伊豆だけでなく、遠く小豆島からも石材が供給されたことを示している。上述のように慶安元年に大坂町人が小豆島からの石材調達を請け負っていたことは、前掲の寛永期の史料〔1〕～史料〔8〕、正保期の史料〔9〕には見られなかった点であり、慶安期の時代的特徴として注目される。なお、小堀政一はすでに正保4年（1647）に死去しており、慶安元年の時点では小豆島の支配は大坂西町奉行の曾我古祐などに移っていたので（表2参照）、史料〔10〕の内容はそのことの証左ともなるものである。

史料〔11〕は、栃尾八郎兵衛（大坂船奉行下代⁸⁷⁾、市川甚兵衛（大坂東町奉行下代⁸⁸⁾、加座祭権兵衛（大坂西町奉行下代⁸⁹⁾）が連署して小豆島石屋中に宛てて出した書状である。内容としては、住吉神社（摂津国）の造営について、石鳥居、橋石その他の石の分を請け負った松屋治兵衛という者が小豆島へ行き、石を見立てて切り出したいので、松屋治兵衛を小豆島へ遣わすため、相違なく石を出させるように小豆島の島中に申し遣わすべき旨を石河勝正（堺奉行）が断りを入れてきたので、そのことを申し遣わすべき旨を松平重綱（大坂東町奉行）・小浜嘉隆（大坂船奉行）が申し渡したため、松屋治兵衛が石を見立てて出す場合は相違ないように百姓中へも申し渡すように指示したものである。史料〔11〕には、年次について「未」とのみ記されているが、『新編香川叢書』史料編2では、この未年を承応4年（1655）に比定している。上述のように承応4年に町人が小豆島からの石材調達を請け負っていたことは、承応期の時代的特徴として注目される。なお、この書状の発給者が大坂東町奉行・大坂西町奉行・大坂船奉行の下代であったことは、承応4年の時点では小豆島の支配者が大坂東町奉行・大坂西町奉行・大坂船奉行であったことを示している（表2参照）。この書状の宛所が小豆島石屋中となっていることは、前掲の史料〔1〕～史料〔10〕には見られなかった点であり、承応期になって小豆島に石屋が成立していたことを示しており注目される。

史料〔12〕は、村山甚丞（大坂船奉行下代⁹⁰⁾、加座祭権兵衛（大坂西町奉行下代⁹¹⁾市川甚兵衛（大坂東町奉行下代⁹²⁾）が連署して土庄村の（笠井）三郎右衛門に宛てて出した書状である。内容としては、この石屋の「左内」が江戸の2代将軍徳川秀忠夫人の供養宝塔の石を請け負ったので、御領（＝幕府直轄領）の犬島・小豆島をまわって石を見立てたところ、「其元」（＝小豆島の土庄村）の黒崎（現香川県小豆島土庄町^{せんげ}軒）にて「鳥居石之わりくす」を宝塔の御用に使いたい旨を言ってきたため、いずれも「公儀御用」であり、そのうえ「わりくす石」のことなので「入次第」に取らせるように指示したものである。史料〔12〕には年次の記載はなく、『新編香川叢書』史料編2の年次比定では万治2年（1659）に比定している。上述のように万治2年に町人が小豆島からの石材調達を請け負っていたことは、万治期の時代的特徴として注目される。なお、この書状の発給者が大坂東町奉行・大坂西町奉行・大坂船奉行の下代であったことは、万治2年の時点では小豆島の支配者が大坂東町奉行・大坂西町奉行・大坂船奉行であったことを示している（表2参照）。

史料〔13〕は、小堀政一が家臣の小堀権左衛門に宛てて出した書状である。内容的には前掲の史料〔9〕に関連する。具体的内容としては、①京の五条橋を石橋にすることについて、讃岐屋太郎左衛門が落札して石橋を請け負うので、小豆島へ小堀政一の「折紙」を遣わしてくれるように頼まれた、②しかし、これは入札であって「公儀御用」ではあるが「商買石」なので、小堀政一が「折紙」を遣わすことではないので、その所の者と「相對」にするように言い聞かせた、③石切りにおいては、「所之くつろき」にもなると思うので、「小豆嶋之者」に「所之くつろき」になるのであれば（石を）切らせるように、「其方」（＝小堀権左衛門）から申し付けるように指示した、④ただし、「大名衆之御取候石場など」において（石を）切って、以後「出入」（＝トラブル）などになることがないよう念を入

れるように所の者にも内々に申し聞かせるように指示した、というものである。この内容からは、「公儀御用」ではあるが「商買石」である関係上、表向きは小堀政一から小豆島の者に対して書状を遣わして指示できないので、家臣の小堀権左衛門を通して内々に石を切らせるように指示したことがわかる。小豆島における大名の石場で石を切らせるとトラブルになるので、大名の石場で石を切ることを避けるように指示していることも注意される。史料〔13〕には年次の記載はなく、『小堀政一関係文書』⁴³では五条橋の石柱に正保2年11月の銘があることから、この文書を寛永21年（1644）に年次比定している。史料〔13〕と前掲の史料〔9〕の内容を比較すると、史料〔13〕は五条橋の石橋着工以前の内容であるのに対して、史料〔9〕は五条橋の石不足について述べているので、すでに普請が着工して石不足が判明したという内容であると思われるため、史料〔13〕と史料〔9〕の前後関係は、史料〔13〕が先で史料〔9〕が後であることがわかる。よって、上述のように、史料〔13〕を寛永21年、史料〔9〕を正保2年に年次比定している点は妥当であると考えられる。

史料〔14〕は、享保15年（1730）の編纂史料「小豆嶋御用船加子旧記之写」における小豆島の由来について記された部分である。内容としては、①小豆島は以前より「御公儀様石丁場」であり、「御留メ石」であること、②城郭関係では、公儀普請である江戸城、二条城、大坂城の普請用石材の供出をはじめ、大名居城である福岡城、熊本城の普請用石材の供出をおこなった、③黒田家（福岡藩）では「御用石番人」として家臣の七兵衛という者を小豆島に置き、加藤家（熊本藩）では「御用石番」として兵右衛門という者を小豆島に置いた、ということがわかる。

史料〔15〕は、江戸時代（文化期以降に成立）の編纂史料「鹽飽嶋諸事覚」における「御用石帳場五ヶ所」として記された部分である。具体的には、笠島（浦）（本島）・与島・青木浦（広島）・江之浦（広島）・櫃石島の各島の浦に一ヶ所ずつ石丁場があり、これらは大坂城普請の時に塩飽諸島より石を取った（石丁場である）、と記している。

5. 小 結

上述の諸史料の検討により、寛永期における小豆島（豊島も含む。以下同じ）での大名の石場確保の実態が明らかになった（小豆島・豊島などの石場分布図については図1参照）。こうした大名による石場確保の目的は、「公儀御普請」のためであったが（前掲の史料〔3〕）、大名が石場を確保しようとする場合、事前に小豆島支配の小堀政一の了解をとる必要があったこともわかった。小堀政一の死後（正保4年以後）は⁴⁴、小豆島支配は大坂東町奉行・大坂西町奉行・大坂船奉行に移り、慶安元年の江戸城普請石材の小豆島での採石では大坂町人の請け負いという形があらわれた。これは従来のように大名が小豆島の石場から直接採石するのではない、という点で新しい形式であった。採石の町人請け負いは上述のように、そのほかに寛永21年、承応4年、万治2年にも見られるが、これらは城普請（公儀普請）とは関係のないケースであった。この寛永21年の町人請け負いのケースは慶安元年の江戸城普請石材の町人請け負いよりも時代的に先行している点を考慮する

と、小豆島での採石に関しては、当初、寛永末期に採石の町人請け負いが城普請（公儀普請）以外のケースでおこなわれるようになり、その後、慶安初期になって城普請（公儀普請）においても採石の町人請け負いという形式があらわれるようになった、と考えることができる。

このような西国に位置する小豆島の石場と比較するため、東国の石場に関する史料として、小田原藩領内の根府川（現神奈川県小田原市根府川）・江之浦（現神奈川県小田原市江之浦）・真鶴（現神奈川県足柄下郡真鶴町）・岩（現神奈川県足柄下郡真鶴町岩）から採石された石材に関する史料が『神奈川県史』資料編4⁴⁵、『小田原市史』史料編、近世I⁴⁶に記載されているので、その摘要を表3としてまとめた（伊豆の石場分布図については図2参照）。

表3を見ると、①石場のことを丁場と記している（ただし、石場という記載も見られる）、②寛永12年（1635）には江之浦の蓬沢^{よもぎさわ}には九鬼久隆（摂津三田藩主）、立花宗茂（筑後柳川藩主）、山崎家治（備中成羽藩主）、平岡頼資（美濃徳野藩主）、有馬直純（日向延岡藩主）の丁場（＝石場）があったことがわかり（ただし、立花宗茂に関しては蓬沢についての記載はない）、この採石は寛永13年（1636）の江戸城普請の準備のためであった、③平岡頼資の丁場（＝石場）の隣には空き丁場（＝空いている石場）が存在した、④穴生に関する記載は全くない、⑤石切5名の名前が記されている（穴生でも石屋でもない石切という名称は関東に特有の名称か？）、⑥大名の丁場（石場）における石に関するトラブルの内容が具体的にわかる、⑦石場は幕府から拝領するものであった、⑧石を請け負った江戸の町人の存在は寛永7年（1630）にすでに確認でき、その後、明暦2年（1656）にも確認できる（寛文6年（1666）の石屋が石を請け負った事例は江戸の石屋かどうかは不明）、⑨石場から石が盗まれた事件では、石が売られたり、掘り埋められた（石を隠すために土中に埋めたのであろう）、などの点がわかる。

このほか、表3には入れなかったが、承応3年（1654）の江戸での根府川石の密売調査に関する史料⁴⁷には、江戸八丁堀に石屋善左衛門、石屋庄大夫がいたことが記されているほか、採石地として岩村、真鶴村の記載があり、丁場（＝石場）として、荒井村（＝福浦村〔小田原藩領〕、現神奈川県足柄下郡湯河原町）の「かつらこ丁場」、真鶴（村）の「しつけ丁場」の記載がある。この場合、承応3年の時点で江戸八丁堀に複数の石屋が存在していたことは注目される。江戸八丁堀は当時の江戸の海岸線に近い場所であることから、上述した根府川、江之浦、真鶴、岩のほか、伊豆から海送された石の陸揚げ（水揚げ）に利便性のある場所に石屋が存在した、と理解できる。

以上のように、公儀普請に関係する石場について文献史料を分析することは、西国、東国それぞれに存在した石場の実態を理解する手掛かりになると思われるので、今後も他史料の検討が必要であるが、その点についての分析は他日を期したい。

[註]

(1) 江戸城の伊豆石場についての金子浩之氏の論考として、以下のものがある。金子浩之

「生産遺跡—伊豆・石切場」（『季刊考古学』53号〈特集・江戸時代の発掘と文化〉、雄山閣出版、1995年）、金子浩之・杉山宏生「江戸城の石切丁場」（『石垣普請の風景を読む—城の石垣はいかにして築かれたか—』、東北芸術工科大学芸術学部歴史遺産学科編集・発行、2003年）、金子浩之「伊豆石」（『季刊考古学』99号〈特集・石の考古学〉、雄山閣出版、2007年）、金子浩之「江戸城向け伊豆石丁場の現況」（『別冊ヒストリア・大坂城再築と東六甲の石切丁場』、大阪歴史学会編集・発行、2009年）、金子浩之「江戸城石垣石丁場関連遺跡」（『月刊文化財』548号、文化庁文化財部監修、第一法規株式会社発行、2009年）。また、『伊東市史だより』7号〈特集・石切丁場遺跡〉（伊東市教育委員会生涯学習課市史編さん係編集・発行、2006年）、中井均「近世城郭の石切場」（『季刊考古学』103号〈特集・近世城郭と城下町〉、雄山閣出版、2008年）、栗木崇「石切場—伊豆石丁場遺跡—」（『季刊考古学』108号〈特集・東日本の土木考古学〉、雄山閣出版、2009年）、栗木崇「江戸の石をきる—伊豆石丁場遺跡—」（『歴博』155号、国立歴史民俗博物館編集・発行、2009年）などの論考もある。そのほか、前掲『石垣普請の風景を読む—城の石垣はいかにして築かれたか—』、前掲『別冊ヒストリア・大坂城再築と東六甲の石切丁場』、後掲「第9回中四国中世城館調査検討会—中四国の城郭にみる石垣普請—」（2004年11月13日・14日、於：高知県立埋蔵文化財センター）の発表レジュメ集にも、各地の石場に関して考古学的視点から扱った論考が収録されている。

- (2) 文献史学の視点から石場を論じた論考として、木越隆三「熱海市域の石丁場で採石した大名たち」（『熱海市内伊豆石丁場遺跡確認調査報告書—熱海市文化財調査報告書—』、熱海市市教育委員会編集・発行、2009年）がある。しかし、文献史学の立場から石場について扱った論考は、考古学の立場から石場について扱った論考に比較して多くないのが現状である。
- (3) 『香川叢書』第2（香川県編、名著出版発行、1972年）。
- (4) 『新編香川叢書』史料編2（香川県教育委員会編集、新編香川叢書刊行企画委員会発行、第一法規出版印刷、1981年）。
- (5) 前掲『新編香川叢書』史料編2（216頁）。
- (6) 前掲『新編香川叢書』史料編2（217～218頁）。
- (7) 前掲『新編香川叢書』史料編2（220頁）。
- (8) 前掲『新編香川叢書』史料編2（221頁）。
- (9) 前掲『新編香川叢書』史料編2（222頁）。
- (10) 前掲『新編香川叢書』史料編2（223頁）。
- (11) 前掲『新編香川叢書』史料編2（224頁）。
- (12) 前掲『新編香川叢書』史料編2（225頁）。
- (13) 前掲『新編香川叢書』史料編2（226頁）。
- (14) 前掲『新編香川叢書』史料編2（227～228頁）。
- (15) 前掲『新編香川叢書』史料編2（231～232頁）。

- (16) 前掲『新編香川叢書』史料編2 (232~233頁)。
- (17) 佐治家文書研究会編『佐治重賢氏所蔵小堀政一関係文書』(思文閣出版、1996年、112号文書〔155~156頁〕)。
- (18) 前掲『香川叢書』第2 (475頁)。
- (19) 前掲『香川叢書』第2 (361頁)。
- (20) 鈴木喬監修『肥後加藤侯分限帳』(青潮社、1987年、31頁)。
- (21) 前掲・鈴木喬監修『肥後加藤侯分限帳』(88頁)。
- (22) 「加藤侯分限帳」(前掲・鈴木喬監修『肥後加藤侯分限帳』、33頁)には徳田文四郎として205石(朱書では7斗8升4合を加筆)、「加藤家御侍帳」(前掲・鈴木喬監修『肥後加藤侯分限帳』、89頁)にも徳田文四郎として205石7斗8升4合とする。この場合、徳田又四郎と徳田文四郎は同一人物と考えてよからう。稗嶋新介については「加藤侯分限帳」、「加藤家御侍帳」には記載がない。
- (23) 前掲『新編香川叢書』史料編2における笠井家文書の解題(1080頁)。
- (24) 「加藤侯分限帳」(前掲・鈴木喬監修『肥後加藤侯分限帳』、9頁)には横地十郎右衛門として204石、「加藤家御侍帳」にも横地十郎右衛門として240石2斗1升(前掲・鈴木喬監修『肥後加藤侯分限帳』、119頁)とする。この場合、横地十右衛門と横地十郎右衛門は同一人物と考えてよからう。
- (25) 奥村藤右衛門は、「加藤侯分限帳」(前掲・鈴木喬監修『肥後加藤侯分限帳』、12頁)、「加藤家御侍帳」(前掲・鈴木喬監修『肥後加藤侯分限帳』、121頁)ともに200石とする。
- (26) 前掲『新編香川叢書』史料編2 (217頁)の注記による。
- (27) 島根県立図書館所蔵「松平直政給帳」(『新修島根県史』史料編2、近世上、島根県、1965年、120頁)。
- (28) 「旧臣録」(『広島県史』近世資料編Ⅱ、広島県編集・発行、1976年、219頁)。
- (29) 前掲註(28)に同じ。
- (30) 『新訂寛政重修諸家譜』第5(続群書類従完成会、1964年、341頁)。
- (31) 「浅野長晟侍帳」(前掲『広島県史』近世資料編Ⅱ、195頁)。
- (32) 「旧臣録」(前掲『広島県史』近世資料編Ⅱ、212頁)。
- (33) 前掲註(30)に同じ。
- (34) 前掲『新編香川叢書』史料編2 (223頁)の注記による。
- (35) 小豆島は江戸期は郡に相当し、西の豊島トヨシマや周辺の島々を含めて小豆島と総称した(『角川日本地名大辞典(香川県)』、角川書店、1985年、419頁)。
- (36) 『東京市史稿』皇城編第1(東京市役所編集・発行、博文館発売、1911年、1301~1302頁)。
- (37) 前掲『新編香川叢書』史料編2 (232頁)の注記による。
- (38) 前掲註(37)に同じ。
- (39) 前掲註(37)に同じ。

- (40) 前掲註(37)に同じ。
- (41) 前掲註(37)に同じ。
- (42) 前掲註(37)に同じ。
- (43) 前掲・佐治家文書研究会編『佐治重賢氏所蔵小堀政一関係文書』（156頁）。
- (44) 「小豆嶋御用船加子旧記之写」（前掲『香川叢書』第2、475頁）では、小堀政一の小豆島支配は寛永18年までとしているが（表2参照）、前掲の史料〔9〕が正保2年に比定されていることから、正保2年の時点でも小堀政一が小豆島支配をおこなっていたことは明らかである。よって、小堀政一は死去する正保4年まで小豆島支配をおこなっていたと思われる。
- (45) 『神奈川県史』資料編4、近世(1)（神奈川県、1971年）。
- (46) 『小田原市史』史料編、近世I藩政（小田原市編集・発行、1995年）。
- (47) 前掲『神奈川県史』資料編4、近世(1)（240～242頁）。

表1 小豆島・^{てしま}豊島（手島）における石場関係の文書

史料番号	年 月 日	発 給 者	宛 所	石場がある島
史料〔1〕	(寛永9年以前) 9月3日	天野民部少輔 (加藤忠広家臣)	笠井太郎右 (土庄村)	小豆島 (加藤忠広)
史料〔2〕	(寛永9年) 7月朔日	横地十右衛門・奥村藤右 衛門 (加藤忠広家臣)	笠井三郎右衛門 (土庄村)	小豆島 (加藤忠広)
史料〔3〕	(寛永18年) 正月6日	三谷権太夫・神谷内匠 (松平直政家臣)	記載ナシ	小豆島 (松平直政)
史料〔4〕	(寛永元年頃~同9年) 正月26日	田中淡路守・井藤半右衛 門 (浅野長晟家臣)	三郎右衛門・勘 兵衛 (土庄村)	豊島(手島) (浅野長晟)
史料〔5〕	(寛永元年頃~同9年) 3月13日	伊藤半右衛門・戸嶋八左 衛門・森喜兵衛 (浅野長晟家臣)	太郎右衛門・勘 兵衛 (土庄村)	豊島(手島) (浅野長晟)
史料〔6〕	(寛永17年カ) 7月28 日	小堀政一 (伏見奉行)	長屋木工・大橋 金左衛門 (小豆 島に出役した小 堀政一の下代)・ 小豆島の内手嶋 の庄屋	豊島(手島) (鍋島勝茂)
史料〔7〕	(寛永17年カ) 8月8 日	長屋木工・大橋金左衛門 (小豆島に出役した小堀 政一の下代)	三郎左衛門 (土庄村)	豊島(手島) (鍋島勝茂)
史料〔8〕	寛永17年9月25日	小堀政一 (伏見奉行)	三郎右衛門 (土 庄村)・庄兵衛 (大部村)	小豆島 (松平直政)
史料〔9〕	(正保2年) 8月4日	小堀政一 (伏見奉行)	小豆島の内土庄 村庄屋・百姓中	小豆島
史料〔10〕	(慶安元年) 2月17日・ 慶安元年2月晦日	曾我古祐 (大坂西町奉行)	小豆島年寄	小豆島
史料〔11〕	(承応4年) 2月7日	枋尾八郎兵衛 (大坂船奉 行下代)・市川甚兵衛 (大 坂東町奉行下代)・加座 祭権兵衛 (大坂西町奉行 下代)	小豆島石屋中	小豆島
史料〔12〕	(万治2年) 3月18日	村山甚丞 (大坂船奉行下 代)・加座祭権兵衛 (大 坂西町奉行下代)・市川 甚兵衛 (大坂東町奉行下 代)	三郎右衛門 (土 庄村)	小豆島
史料〔13〕	(寛永21年) 5月3日	小堀政一 (伏見奉行)	小堀権左衛門 (小堀政一の家 臣)	小豆島

※上記の史料〔3〕と史料〔8〕、史料〔4〕と史料〔5〕、史料〔6〕と史料〔7〕、史料〔9〕と史料〔13〕はそれぞれ内容的に関連している。

表2 元和期～宝永期における小豆島の支配関係の変遷

（「小豆嶋御用船加子旧記之写」享保15年3月より）

年次	支配年間	小豆島の支配者
元和2年～同3年 (注1)	2年間	大坂船奉行（堺奉行カ）・長谷川藤広
元和4年～寛永18年 (注2)	24年間	伏見城代（伏見奉行カ）・小堀政一
正保2年～万治3年	16年間	大坂船奉行（大坂西町奉行カ）・曾我古祐、大坂船奉行（大坂東町奉行カ）・松平重綱、大坂船奉行・小浜嘉隆、手代・加座祭権兵衛・棚（枳カ）尾八郎兵衛
万治3年～寛文10年 (注3)	11年間	大坂船奉行・高林長重、大坂船奉行・森川長茂、大坂船奉行・津田与三右衛門（須田与左衛門カ）
寛文10年～延宝7年	10年間	代官・松村時長
延宝8年～元禄3年	11年間	代官・万年頼治
元禄3年～同11年	9年間	小野高保(注4)
元禄16年～宝永4年	5年間	長谷川安定(注5)
宝永4年～		松平頼豊（讃岐高松藩主）の預り地になる。郡代・宮脇利兵衛、浅野五右衛門

(注1) 元和2年～同3年の小豆島は、高3036石9斗8升、家数3638軒、人数1万8796人であった（「小豆嶋御用船加子旧記之写」）。

(注2) 小堀政一が伏見奉行になったのは元和9年である（『新訂寛政重修諸家譜』第16、続群書類従完成会、1965年、108頁）。また、本稿における検討により、小堀政一は死去する正保4年まで小豆島支配をおこなっていたと考えられる。

(注3) この記載のあとに「一書ニ寛文三（元）丑年方未年迄トアリ」という記載があるので、寛文元年～同7年まで、とする異説も掲げていることになる。

(注4) 『新訂寛政重修諸家譜』第10（続群書類従完成会、1965年、112頁）によれば、代官である。

(注5) 『新訂寛政重修諸家譜』第21（続群書類従完成会、1966年、385頁）によれば、代官である。

表3 小田原藩（相模国）領内の根府川・江之浦・岩・真鶴からの採石に関する史料

年月日	石材の内訳等	石材の用途等	採石地等	請け負った町人
寛永6年 5月13日 (1)	古石96本	—	根府川村	—
寛永7年 10月13日 (2)	— ※小判65両1分、銀12匁の手形を受け取ったうち小判20両を渡し、残りの45両1分、銀12匁は石が出来次第に渡す予定	小田原城天守（台）の石	根府川村	江戸・古川太兵衛
寛永7年 10月 (3)	平石274本（面3尺、長さ7尺、跡2尺5寸四方） この代82両、銀12匁、1本に付き銀8匁ずつの値 上角（石）2本（面3尺5寸四方、長さ1丈、跡3尺） この代4両、1本に付き金2匁ずつの値 中角（石）3本（面3尺5寸四方、長さ9尺、跡3尺四方） この代5両1分、1本に付き1両3分ずつの値 上脇（石）2本（面3尺5寸四方、長さ7尺5寸、跡3尺四方） この代2両2分、1本に付き1両1分ずつの値 下脇（石）2本（面3尺5寸四方、長さ6尺、跡3尺） この代1両2分、1本に付き3分ずつの値 惣石数283本、代金95両1分、銀12匁	小田原城天守（台）の石	根府川村	江戸・河井理助、伊勢屋三郎兵衛、古川太兵衛
寛永12年 2月7日 (4)	180本を切り置いたところ、江の浦の者共が盗んで切り売りした。この盗んだ石、掘り埋めた石についての弁償証文⇒この証文に連判したのは江浦の庄屋1名、石切5名、手代1名である	江戸城天守（台）の石	江浦山	—
寛永12年 9月25日 (5)	江之浦蓬沢の九鬼久隆の丁場内に公儀先手の長さ7尺の石が15本あり、そのうち1本が打ちかけ少しあれているので取り替えたことの証文	江戸城普請の石か？	江之浦蓬沢の九鬼久隆（摂津三田藩主）の丁場	—
寛永12年 11月17日 (6)	石数17本（長さ7尺石の荒割） ※寛永12年の春に立花宗茂が幕府から石場（江浦村）を拝領した時、預っていた石（「御天守石」）のうち、1本が石道のさわりになるので、根府川の名主・長十郎へことわって割り捨てた。そして、この石の代りの石については、前の石よりも念を入れて割り、長十郎へ渡した。残りの16本の石は預った時のまま長十郎へ渡した。	江戸城天守（台）の石	江浦村の立花宗茂（筑後柳川藩主）の石場	—

<p>寛永12年 12月17日 <small>(7)</small></p>	<p>今回の普請（寛永13年の江戸城普請）に江之浦よもき沢にて、山崎家治（備中成羽藩主）が石を取ったところで、先年の「御公儀様」の7尺石を根府川村の名主・長十郎が預り置いた。山崎家治の普請奉行衆が平岡頼資（美濃徳野藩主）の丁場の次の空き丁場で石を取ったあとに長十郎が預って置いた7尺石4本がなくなった。このため長十郎は山崎家治の普請奉行衆へことわりを入れたが、山崎家治の普請奉行衆はことわりなしに江戸へ帰ったので、山崎家治の石を押さえて奉行衆（公儀普請奉行のことか？）に申し上げるとした。しかし、山崎家治の普請奉行衆が江之浦の名主へ調停を頼んだので、この7尺石（4本）を山崎家治の普請奉行衆に代わって江之浦の名主が（新たに）採石して公儀普請奉行に直接渡すことになった。</p>	<p>寛永13年の江戸城普請</p>	<p>江之浦よもき沢</p>	<p>—</p>
<p>寛永12年 12月20日 <small>(8)</small></p>	<p>今回の普請（寛永13年の江戸城普請）に江之浦よも木沢の有馬直純（日向延岡藩主）の丁場に先年の「御公儀様」の7尺石が19本あった。この石を（根府川村名主の）広石長十郎より今回の普請（寛永13年の江戸城普請）のために預っていた。この石のうち16本は長十郎に渡したが、残りの3本は見えないので、来年（寛永13年）の春中に（代りを新たに切り出して）渡す予定である。もし、切り出せない時は、「我等」の角石10本が有馬直純の丁場にあるので、これを押さえることとした。</p>	<p>寛永13年の江戸城普請</p>	<p>江之浦よも木沢</p>	<p>—</p>
<p>寛永13年 8月13日 <small>(9)</small></p>	<p>83本のうち11本は埋まり石 ※「御天守之石」について立ち合い改めた証文</p>	<p>江戸城天守（台）の石</p>	<p>江ノ浦の内あさ目丁場よもぎ沢</p>	<p>—</p>
<p>明暦2年 11月20日 <small>(10)</small></p>	<p>井築候石8,400</p>	<p>来年の江戸城本丸普請</p>	<p>岩・真鶴</p>	<p>江戸町人・与左衛門、勘兵衛</p>
<p>明暦2年 11月29日 <small>(11)</small></p>	<p>かつら石300本 （長さ6尺5寸、幅1尺2寸、厚さ8寸）</p>	<p>来年の江戸城本丸奥方普請（小田原藩より幕府へ石を献上）</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>寛文6年 7月7日 <small>(12)</small></p>	<p>石垣築石7,280本（面1尺5寸～8寸まで、控え2尺5寸より2寸^(マ)（尺カ）3寸まで） 伊豆豎割栗石300坪</p>	<p>公儀御用石垣の築石</p>	<p>岩村・真鶴村</p>	<p>—</p>

寛文6年 10月16日 (注13)	—	江戸城紅葉山 仏殿まわりの 虎(落)竹・ 石垣	—	石屋亀岡久 兵衛
寛文6年 11月12日 (注14)	石(面1尺3寸、控え2尺2寸~2尺5寸まで、跡面3寸~5寸) 100本に付き代金4両1分、銀12匁(ずつ)。 (石)〔〔面〕1尺4寸、控え2尺5寸~8、9寸まで、跡面3寸~5寸) 100本に付き代金6両12匁ずつ。 石(面1尺5寸、控え2尺5寸~8、9寸まで、跡面3寸~5寸) 100本に付き代金6両2分7匁5分ずつ。 角石(面2尺四方、長さ3尺、跡面3寸~5寸) 1本に付き代金1分6匁3分ずつ。 伊豆割中栗石(6尺5寸升取) 1坪に付き代金1両3分2匁5分ずつ。	—	根府川村	—

(注1)『神奈川県史』資料編4、近世(1)(神奈川県、1971年、885頁)。

(注2)前掲『神奈川県史』資料編4、近世(1)(886頁)。

(注3)前掲『神奈川県史』資料編4、近世(1)(886~887頁)。

(注4)前掲『神奈川県史』資料編4、近世(1)(888頁)。

(注5)前掲『神奈川県史』資料編4、近世(1)(888頁)。

(注6)前掲『神奈川県史』資料編4、近世(1)(889頁)。

(注7)前掲『神奈川県史』資料編4、近世(1)(889頁)。

(注8)前掲『神奈川県史』資料編4、近世(1)(890頁)。

(注9)前掲『神奈川県史』資料編4、近世(1)(890頁)。

(注10)前掲『神奈川県史』資料編4、近世(1)(253頁)。

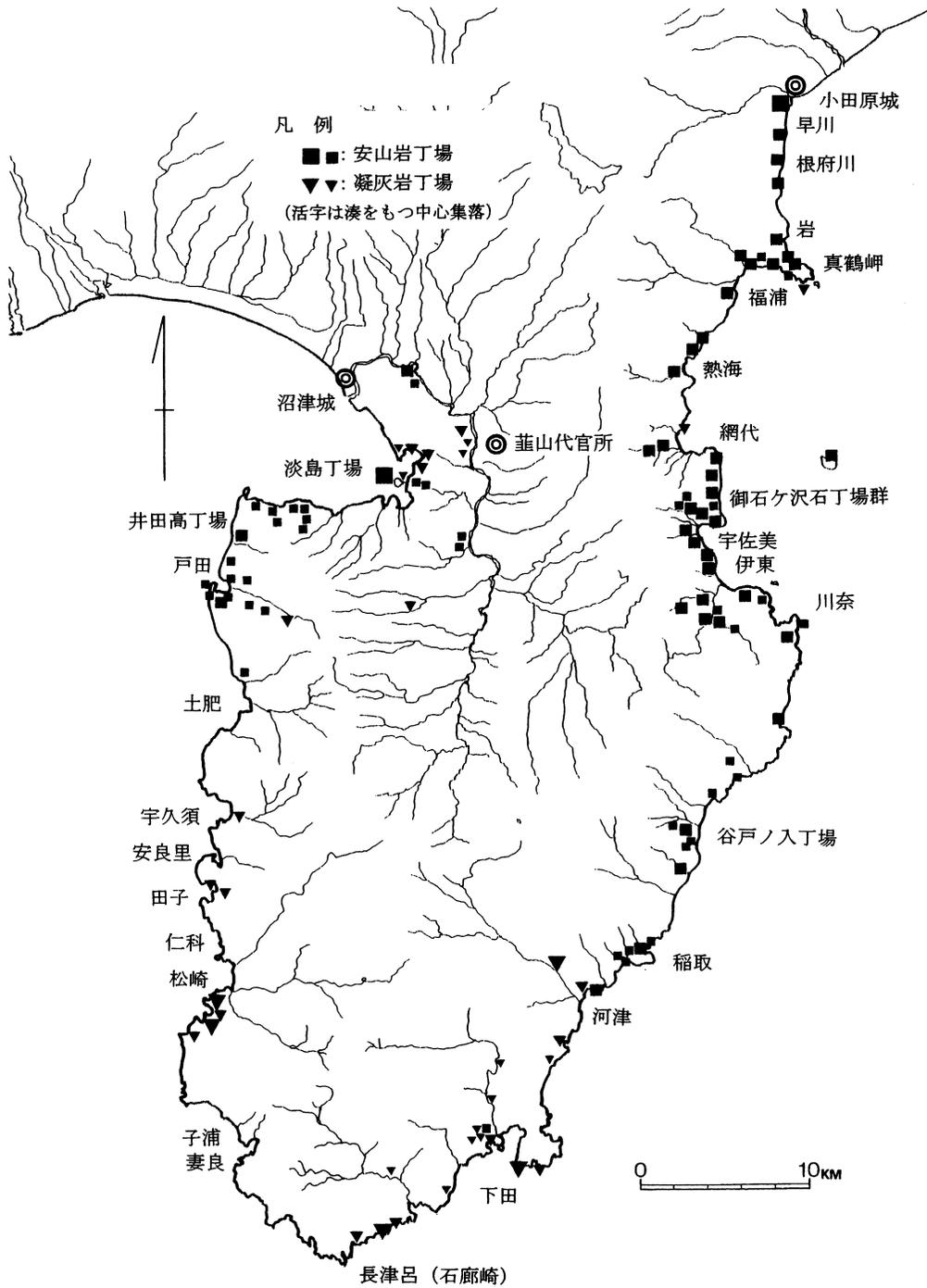
(注11)前掲『神奈川県史』資料編4、近世(1)(254頁)。

(注12)『小田原市史』史料編、近世I藩政(小田原市編集・発行、1995年、473頁)。

(注13)前掲『小田原市史』史料編、近世I藩政(473頁)。

(注14)前掲『神奈川県史』資料編4、近世(1)(903~904頁)。

図2 伊豆の石場分布図



※金子浩之・杉山宏生「江戸城の石切丁場」(『石垣普請の風景を読む—城の石垣はいかにして築かれたか—』、東北芸術工科大学芸術学部歴史遺産学科編集・発行、2003年)より引用。